

垂井町ビジネス拠点施設（コネクトベース垂井）進出支援金について

区 分	内 容
1 交付対象者	コネクトベース垂井を利用する企業等であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者 ① 第5条に規定する進出支援金の交付の申請をした日から起算して5年以内の間に特定施設の利用を終了しないこと。 ② 町内に本社、支社等を設置していない企業等であること。 ③ 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。 ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。 ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと又は暴力団が経営に実質的に関与していないこと。 ⑥ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当しない者
2 進出支援金額	1企業等 100万円以内とする。（1回限りの交付）
3 交付申請	垂井町ビジネス拠点施設進出支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、郵送又は持参にて提出 ① 誓約書（別紙1） ② ビジネス拠点施設設置計画書（別紙2） ③ 履歴事項全部証明書（3月以内のもの） ④ サテライトオフィスの利用許可が確認できる書類の写し ⑤ その他町長が必要と認める書類（事業内容が分かる会社パンフレット等）
4 進出支援金の返還	次のいずれかに該当するときは、進出支援金を返還 ① 申請日から5年以内に、特定施設の利用を終了したとき ・申請日から3年未満で利用を終了：全額 ・申請日から3年以上5年以内で利用を終了：半額 ② 虚偽の申請であることや特定施設の利用実態がないことが明らかになったとき：全額 ③ その他町長が進出支援金を取り消す必要があると認めたとき：全額又は半額
5 その他	デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ（地

区 分	内 容
	方創生テレワーク型)を活用しており、令和6年度のみ ^の 交付
6 スケジュール	11月1日まで 交付申請書提出 ↓ 11月上旬(予定) 決定通知書送付 ↓ 11月中旬(予定) 交付請求書(様式第3号)提出 ↓ 11月下旬(予定) 進出支援金交付

<問合せ・提出先>

垂井町役場産業課商工観光係

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代 2957 番地の 11

Tel : 0584-22-7515

Fax : 0584-22-2180

Mail : sangyo@town.tarui.lg.jp